

観光ゆうパック運賃料金表新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正						
I 運賃 (1) 運賃の額 1, 6 8 0 円 (2) (略) II 運賃の適用方法 1 この運賃は、旅行かばん若しくはこれに類する物、キャディバック若しくはこれに類する物又はスキー板、スキーザック若しくはこれらに類する物を観光ゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）を運送する場合に適用します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1～4 (略) 5 差出営業所が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したもの（長さが1. 5 m（内容品がスキー板、スキーザック又はこれらに類する物の場合は、2. 1 m）までのものに限ります。）であること。また、重量が3 0kgを超え、又は長さ、幅及び厚さの合計が1. 7 mを超えるものについては、容易に持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出営業所が必要と認める措置を講じたものであること。 6 セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。 7 運賃等を荷受人から収受しないものであること。 8 当社所定の方法により引き渡すことを承諾したものであること。 2・3 (略) 4 運賃は、次の順序により計算します。 ① I の(1)の金額を適用。 ② I の(2)の数量割引を適用。	I 運賃 (1) 運賃の額<table><tr><th>サイズ</th><th>1 2 0サイズ</th><th>1 2 0サイズ超</th></tr><tr><th>運賃額</th><td>2, 0 0 0 円</td><td>5, 0 0 0 円</td></tr></table> (2) (略) II 運賃の適用方法 1 この運賃は、旅行かばん若しくはこれに類する物、キャディバック若しくはこれに類する物又はスキー板、スノーボード、スキーザック若しくはこれらに類する物を観光ゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）を運送する場合に適用します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1～4 (略) 5 差出営業所が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したものの（重量が3 0kgまで、かつ、長さが1. 5 m（内容品がスキー板、スノーボード、スキーザック又はこれらに類する物の場合は、2. 1 m）までのものに限ります。）であること。また、長さ、幅及び厚さの合計が1. 7 mを超えるものについては、容易に持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出営業所が必要と認める措置を講じたものであること。 6 スキー板又はスノーボードを内容品とする場合は、これらを合わせて2組以内としたものであること。 7 セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。 8 運賃等を荷受人から収受しないものであること。 9 当社所定の方法により引き渡すことを承諾したものであること。 2・3 (略) 4 運賃は、次の順序により計算します。 ① 荷物のサイズ区分に対応した金額を適用。 ② 数量割引を適用。 5 サイズ区分は、次によります。	サイズ	1 2 0サイズ	1 2 0サイズ超	運賃額	2, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
サイズ	1 2 0サイズ	1 2 0サイズ超					
運賃額	2, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円					

	サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
	120サイズ	1. 2mまで
	120サイズ超	1. 2mを超えるもの
5 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。 6 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。	6 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。 7 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。	